

消費者庁製品事故情報検討会

及び

消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会

令和6年度第2回合同会議

議事要旨

1. 日時 令和6年9月24日（火）14:00～16:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用1208特別会議室

3. 出席者

（消費者庁製品事故情報検討会）

越山議長、飯野委員、小坂委員、横矢委員

（消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会）

鷲田議長代理、青柳委員、猪股委員、神山委員、河津委員、倉貫委員、樋口委員、
関委員、田辺委員、南木委員

（事務局）

消費者庁

尾原審議官、阪口消費者安全課長、二階堂政策企画専門官、土屋消費者安全課補佐、
別所政策企画専門官

経済産業省

殿木大臣官房審議官、佐藤製品安全課長、望月製品事故対策室長、江藤製品事故対策
室室長補佐

（注）合同会議の庶務は、消費者庁と経済産業省が合同で行う。

4. 議事

（1）開会

（2）議事

ア 報告事項

重大製品事故の受付・公表状況について

イ 審議事項

- 1 確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件について
- 2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
- 3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について
- 4 過去に審議した案件の修正事項について

(3) 閉会

5. 議事概要

- ・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

ア 重大製品事故の受付・公表状況について

- ・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明。
委員から意見等はなかった。

イー1 確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件について

- ・資料4-（1）及び資料4-（2）に沿って、案件ごとに消費者庁より説明。

委員

4-（2）の1番の「判断理由」の記述について質問。重大製品事故の定義には報告義務者の特定は含まれないのではないか。

消費者庁

ご理解のとおり含まれない。両者は別物。報告義務は重大製品事故を引き起こした製品の製造又は輸入者に課されており、重大製品事故が生じても報告義務者が特定されない場合がある。

委員

現在の記述では「報告義務者が特定されないので重大製品事故にも該当しない」という趣旨に読める。記述を改めるべき。¹

イー2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

¹ 本指摘を踏まえ、資料4-(2) No. 1, 2, 5の「判断理由」の記述を修正した。

- ・資料5－（1）、資料5－（2）及び資料5－（3）に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

委員

NITEより行った電動車いすの注意喚起内で、2023年の死亡事故は7件とあった。本資料では電動車いすの事故は2件であるが、ほかの5件は重大製品事故になっているのか。

A202300607について、「当該製品は、前後方向に約10度以上、又は、左右方向に5度以上傾いた時に傾斜表示灯が点灯し」と書かれているが、転倒してからでは遅いのではないか。取り扱い説明書との書きぶりについて、工夫いただきたい。

経済産業省

2023年度と2024年度で死亡事故を含めて報告があり、今回報告された死亡事故は2件だが、まだ調査中のものもある。2024年度も残念ながら引き続き発生しており、重大製品事故として報告が上がっている。

事業者とも発生状況を踏まえて打合せを行い、悪路での使用時に間違えて落ちてしまうことがないように、使用環境の確認や確認票の再確認をユーザーにお願いしている。さらに、車いす協会なども参加して注意を呼びかけている。

注意表示の書き方については、事業者としては取扱説明書に従って使用してほしいと考えているが、反対の使い方をされることもあるため、警告表示を行っている。書き方については改善の余地があると思うので、今回の意見を踏まえて修正を検討したい。

委員

電動車いすの事故について、落ち葉が危険になる可能性があることについて、普通の人が気づきにくいのではないか。事故品はブザーの故障はなかったのか。一人で使われる方や、認知症の方が使われる際の対策はあるのか。

経済産業省

落ち葉のようなものについても注意喚起していただくよう事業者にお伝えしていく。事故品について、ブザーの故障等はなかった。使用環境については、代理店の方がユーザー確認票を用いて確認しているものと認識している。御意見については事業者にお伝えしていく。

委員

草刈機について、安全ロックボタンとはどのような機能か。スイッチが入っていても、ハンドルから手を離すと停止するとあるが、慌てて握りこんでしまうのではないか。

NITE

一点目については、ダブルアクション機能として備えられており、安全ロックボタンを押したうえで、手元の電源スイッチを押すことで動く。二点目については、手元ではないところに電源スイッチがあったとした場合には、非常時にとっさに電源スイッチを押すことは難しくなる。このあたり、メリット、デメリットを考えて設計を検討していくものと思われる。

委員

電動車いすについて、非常に痛ましいことに転倒後亡くなるまでに時間があるのではないか。そこで、転倒のような大きな衝撃があったときに、遠隔で情報を飛ばすような機能があるとよいのではないか。

経済産業省

御意見は事業者にお伝えしていく。

委員

資料5-3のNo. 3 (A202201108) について、林道での使用は危険で、販売時の注意喚起が本当に必要であると思う。資料5-3のNo. 13 (A202300607) について、避けた方が良くとされる10度の傾斜は使用者には分からない。警告ランプやブザーが鳴るような使い方を防ぐよう、もっと親切な、安全に使うための企業努力が必要である。

経済産業省

悪路の使用については十分に注意するよう使用者確認をしていると聞いているが、再度事業者より周知していただくようお願いしていく。販売時の傾斜についての注意や表示のわかりやすさの改善について、事業者にお伝えする。

座長

建築基準法に基づく公共機関のスロープが7度以下と決まっているため、この範囲内であれば安全に使用できるよう設計していると思われるところ、それより急斜面の環境は多いと考える。そのような斜面をセンサーで感知し使用者に知らせていると考えるか、委員御指摘の通り事業者へお伝えいただくのがよいと思う。

委員

資料5-3のNo. 13 (A202300607) について、ブレーキは前輪のみか、後輪にもかかるのか。

NITE

後輪電磁ブレーキがあり、前につんのめって転倒するようなことはない仕様になっている。

委員

車いすの事故に関して、高齢者の事故が増える中、注意喚起は重要である。異常や事故が起こった際に知らせる機能のあるものがあるとよいと考える。

経済産業省

今回の御意見を事業者のほうにはお伝えして、製品開発のほうにも役立てていただくようにしたい。

イー3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

- ・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。
- ・プレゼン資料に沿って、リチウムイオン電池の事故についてNITEより説明するとともに実機を用いての構造説明。

委員

資料6のNo, 19 (A202300294) について、前輪を取り外すことについて事業者が想定している使用方法ではないのであれば、判断理由に前輪を外した旨を記載すべきではないか。

経済産業省

事故発生以前の状況が不明であり、取り外しの事象がいつから、誰によって発生しているかが不明のため、事故原因の特定までにはいたらないと判断した。

委員

資料6のNo, 3 (A202200175) について、メーター表示が突然ゼロになり、アシスト力がゼロになったということか。取扱説明書にアシスト力が弱く感じることもあるとあるが、ゼロになるのであれば記載すべきではないか。

NITE

使用者の証言は「バッテリー残量の表示が20%から突然0%になり、アシストが切れた。」とのことであった。しかし、アシスト力がゼロになり、突然重くなったという証言については再現できず、調査の中では断言できなかったが、消費者の証言からそういった事象があり得たかと考える。今後類似事例について注意していきたい。

委員

リチウムイオン電池の事故事例の資料について、近年日用品や加熱式たばこ、子供のおもちゃなど、リチウムイオン電池に移行している製品が非常に多い。そのため、廃棄の際に、清掃工場、清掃車の事故も多く発生し、自治体も注意喚起している。廃棄についても、広報をお願いしたい。

また、電動車いすについて、自動車運転免許の返納で商品券等を配布する自治体も非常に多い。その際に電動車いすの使用の移行について、アドバイスを加えていただきたい。

委員

非純正バッテリーの危険性について説明いただいたが、大手メーカー製品もリコールを発表しているが、リコールがされているということは、チェックして取り替えて安定して使うことを考えてくれている。こういったことを家族で話し合うのが大切と思う。

電化製品をベッドの上で使うと、火が出た場合に火事が大きくなりやすく危険である。こういったことを若いうちから理解することで、家族に広まり教えていける。ワークショップのような形で広報を行うなど、工夫して安全度を上げていく、生活を見せる、印象づけるというところまでやる何かがあるといい。

委員

注意喚起で事故を防ぐことには限界がある。輸入時の規制が必要だと考える。また、非純正バッテリーについて、事故を起こしたものは安全装置が搭載されていたのか、搭載されて機能すれば事故率が低かったのかを伺いたい。

NITE

電気用品安全法では、ある一定の容量の電池セルに関しては、電池セルが安全に運転できるよう、保護装置を用意することが決まっている。そのうえで起きている事故について、保護装置に問題があったか調査し、問題があるものも散見される。そのような場合は事業者にも注意喚起している。

座長

啓発が必要という意見と、啓発だけでは不十分という両方の意見があったが、今後参考にしていきたい。

イー４ 過去に審議した案件の修正事項について

- ・資料7に沿って、案件を経済産業省より説明。

委員から意見等はなかった。